1003778

玉

ത

お知らせ

お

障がいのある人を対象とした手続き

1 重度障がい者自家用車燃料費助成

1030857

前納期間・支払い額

①通常納

(1カ月)

Ⅱ1万7510

▼内容 月額500円(年間最大6,000円)の燃 料費助成券を交付。



▼対象 公共交通やタクシーに乗ることができ ない、重度障がいの手帳所持者(身体障がい者手帳1・2 級、療育手帳A1・2、精神障がい者保健福祉手帳1級の 所持者)。ただし、障がい者タクシー料金助成・知的障が い者交通費助成・精神障がい者交通費助成を受けている人 は対象外。

- ▼申請開始 4月4日。
- ▼申請方法 障がい者手帳、車検証を持参し、直接、障がい 福祉課(市役所1階)へ。

2精神障がい者交通費助成

1026580

▼内容 精神障がい者保健福祉手帳1級=タク シー券、2・3級=交通系ICカード「totrá」 への福祉ポイントの付与(最大1万2,000円 分、バス・ライトライン・地域内交通乗車にのみ利用可)



- など。 ▼対象 在宅の精神障がい者保健福祉手帳所持者。ただし、
- 障がい者タクシー料金助成・知的障がい者等交通費助成・ 障がい者自家用車燃料費助成を受けている人は対象外。
- ▼申請開始 4月4日。
- ▼申請方法 精神障がい者保健福祉手帳、「totra」を持参し、 直接、障がい福祉課へ。

3心身障がい者福祉手当・難病患者福祉手当 各手当の支払通知書の送付を令和7年4月で 終了します。今後の支給内容は、支給日以降に 預貯金通帳などでご確認ください。



▼支給日 4 · 8 · 12月の各月15日(振込日が金融機関休 業日の場合はその前の営業日)。

と、支払い額が割り引きされます。 民年金保険料は月額1万7920 保険料の割引制度 令和7年度国民年 万7510円、 知らせ 民年金保険料 前もって納める 金保険料は 令和8年度国 (前 納制 月

額1

90円。 ③3730円④1万5670 20 6 カ月 割り引き額 万6390 10 万4210 円 42年 ① な

その他 カード払いなど。 納付方法 詳しくは、 納付の申し込み手続 口座振替、 宇都宮西年金事 クレジッ

学生の保険料納付特例制度 新☎ (622) 4281へ。 納めることができます 学生は、 国民年金保険料を

> 分~令和8年3月分。 対象となる期間 (大学院)・ 和7 短大 年 4

円3

年

||

İ

40

万94

H

門学校

・各種学校などに

在学する

きが届

いた人は、

必要事

項

を記

20歳以上の学生で、

前年所得

が

128

し送付

(窓口での申請不

くその他

過年度分の申請

の場合

申請時点の2年1カ月前まで

る申 写しまたは在学証明書の原本 できるもの し不可)、代理人による申請の (交付されている人)、学生証 万円以下の人。 申込方法 -請は委任状も必要) を持参し、 あわせて代理人の本人確認 (別世帯の代理人によ 基礎年金 番号 通 両 湯合 窗の 知

月

1031904 全国障害者 スポーツ大会

間保険年金課☎ さかのぼって申請可

632



派遣選手の募集

者スポ くは、 障がい福祉課☎(33)2229へ。 者スポーツ大会の出場予定者。 る③令和7年度第21回栃木県障害 練習会、 国大会派遣に伴う関連行事 知的障がい者、 現在、13歳以上の、身体障が ①市内在住で、令和7年4月1日 している人は、 大会の概要や申込方法など、 その他 申込期間 市 ーツ協会☎ (24) 276 次のすべてに該当する 結団式など) に参加でき をご覧になるか、 学校・ 4月8~21日。 直 精神障がい者②全 接、 施設などに所属 所属先 (合同

または各区・ なお、 保険年金課 令和7年度用 出 (市役所 \mathcal{O} 申 請 階 は

会場

滋賀県。

派遣期間

10 月 23

28

日

時30分。 リテ 正午。 クス 手に2本の 1・3水曜日。 3.硬式卓球教室 を見ながら簡単 オーキング) 日 4太極拳 2パラ卓球教室 申込開始 日時 日時 日時 サンアビ・ 障がい福祉課金 定員 日時 。(日) 「 申込方法 対 象 時30分~3時。 内容 各種教室・催し サン・アビリティ (屋板町) 7 (頭を明 全 12 回。 5~7月、 -ズ

☆

FAX 5~7月の水曜日、 5月31日(土) 先着1~320人412人。 ①4月2日(日)②5月18 障がいのある人を優先。 ①ポールウオーキング 午前10時~正午。 専用ポールを持っ 記 <u>2</u> 4月3日午前9時。 直接または電話、ファ レクリエーション 午後 -な操作で盛り上 全 12 回。 656 で、 スポーツ 632 2 2 9 9 1 4 5 8 ~° 午前10 サン・ 時 5 ズ 30 11 分 分 ~ 月 (画 アビ てウ 0 時 3 面 後 第

視覚障がい者・聴覚障がい者の支援者を養成する講座

1023277

1015945

●障がい福祉課☎ (632) 2353





▼対象 市内在住か通勤通学する、各講座修了後、奉仕員などとして登録、市内で活動が可能な人。

▼その他 他の団体が主催する同じ内容の講座と並行しての受講不可。

▲1~3 ▲5

講座名・内容	本が主催する同じ内谷の調座と並1 日時・会場	対象・定員・費用	申込期間・申込先など
1手話奉仕員養成 講座 日常生活を行うための基礎的な手話の技能を身に付ける手話奉仕員を養成	▼①4月22日~令和8年3月24日の火曜日、午前10時~正午。全44回②5月7日~令和8年3月18日の水曜日、午後1時30分~3時30分。全44回③4月24日~令和8年3月19日の木曜日、午後7時~9時。全45回▼①②市総合福祉センター(中央1丁目)③サン・アビリティーズ	 ▼手話通訳者を目指していて、過去に同様の手話講座受講経験のない18歳以上の人 ▼先着20人 ▼6,050円(テキスト代など)。その他、オンライン学習に必要な通信料を自己負担 	◆4月3~17日に、直接または ①電話で、市障害者福祉会連 合会☎(636)1219②電話で、 市社会福祉協議会ボランティ アセンター☎(636)1285③ 電話、ファクス(圓を明記) で、サン・アビリティーズ☎・ M(656)1458へ
2点訳奉仕員養成 講座 本などの印刷物を 点字に訳する点訳 奉仕員を養成 3音訳奉仕員養成 講座 情報を音訳し、記 録する音訳奉仕員 を養成	▼5月13日~令和8年3月24日 の火曜日、午前10時~正午。 全40回 ▼市総合福祉センター ▼5月14日~令和8年3月18日 の水曜日、午前10時~正午。 全35回 ▼市総合福祉センター	▼過去に同様の講座受講経 験のない18歳以上の人 ▼各先着20人 ▼22,410円3950円(テ キスト代など)	▼4月3〜17日に、直接または 電話で、市社会福祉協議会ボ ランティアセンター ☎ (636) 1285〜
4 要約筆記者養成 講習会 話した内容を文字 にして伝える要約 筆記者を養成①手 書きコース②パソ コンコース		▼修了後に栃木県要約筆記者認定試験を受験し、合格後、市・県の要約筆記者として登録・活動が可能で通訳者として聴覚に支障のない人▼各先着15人▼4,000円(テキスト代など)	▼4月15日 (必着) までに、申込 用紙 (県社会福祉協議会呼呼 からも取り出し可) に必要 事項を書き、直接または 送付・ファクス・Eメール で、〒320-8508若草1丁 目10-6とちぎ福祉プラザ 内
5盲ろう者向け通 訳・介助員養成講 座 視覚と聴覚に障が いがある人を支援 する盲ろう者向け 通訳・介助員を養 成		▼修了後に県の盲ろう者向け通訳・介助員として登録・活動が可能な人▼抽選20人▼2,000円(テキスト代など)	▼5月9日(必着)までに、申 込用紙(市)からも取り出し 可)に必要事項を書き、直接 または送付・ファクス・Eメー ルで、〒320-8508若草1丁 目10-6、栃木盲ろう者友の 会「ひばり」事務局☎(621) 0860、M(688)8733、▽hi bari.web@gmail.comへ